

京都市立学校学習用コンピュータ等貸出条件

- 1 学習用コンピュータ及びその使用のために必要な付属品（以下「貸出物品」という。）の貸出を受けた保護者（以下「保護者」という。）は、貸出物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸出物品を使用する児童生徒（以下「使用者」という。）その他保護者以外の者が貸出物品に関わる場合も同様の義務を負う。
- 2 貸出物品の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸出物品を、使用者以外の者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸出物品を、売却、廃棄又は破損すること。
 - (3) 貸出物品を、学習活動や学校との連絡その他校長が定めた用途以外に使用すること。
 - (4) 貸出物品を使用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 破損の危険性がある場所で貸出物品を使用し、又は放置すること。
 - (6) その他貸出物品の使用目的に反すること。
- 3 保護者は、校長から貸出物品の管理又は使用に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 貸出物品は無償で貸与する。
- 5 学習用コンピュータの充電に係る経費は、保護者の負担とする。
- 6 保護者は、貸出物品を亡失したとき又は貸出物品が損傷したときは、直ちに貸出物品亡失・損傷届を校長に提出するものとする。
- 7 貸出物品の亡失又は損傷が次の各号のいずれかに該当する場合、修繕費等の貸出物品の現状復旧に要する費用は、保護者の負担とする。
 - (1) 保護者又は使用者の故意又は重大な過失によるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる行為が原因であると認められるもの
 - ア 床、廊下、道路その他の人、動物、自転車等の往来がある場所への留置
 - イ プール、風呂場その他の水を使用する場所の近くでの使用
 - ウ ストープ、ガスコンロその他の火気が生じ、又は高熱となる場所の近くでの使用
- 8 保護者は、貸出物品の使用に当たり、保護者又は使用者の責に帰すべき理由により本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 保護者又は使用者が貸出条件に反する使用を行った場合は、貸出を取り消す場合がある。この場合において、保護者は校長が別途定める日までに貸出物品を返却するものとする。
- 10 保護者は、校長が別途定める貸出期間終了日までに、貸出物品を返却するものとする。
- 11 貸出期間中であっても、学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸出を中止することがある。
- 12 校長が貸出期間（更新後の貸出期間を含む。）の終了後も貸出の必要性を認める場合は、貸出を更新することができる。更新後の貸出期間の終期は、更新後の貸出の始期から1年以内の日とする。
- 13 その他、学習用コンピュータ等の使用に際しては、校長の指示に従うものとする。